

議案第六十八号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年九月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

第一条 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「標準負担額を」を「食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を」に、「第十七条の六」を「第十七条の七」に、「標準負担額(以下「食事療養費標準負担額」を「食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」に改め、同条第二項中「病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養を受けた場合については、食事療養費標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。

第二条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年杉並区条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「標準負担額を」を「食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係

る生活療養標準負担額を」に、「第十七条の六」を「第十七条の七」に、「標準負担額（以下「食事療養費標準負担額」を「食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」に改め、同条第二項中「病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、食事療養費標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。

第七条の二第二項中「入院時食事療養を受けた場合に限り、同項に規定する食事療養費標準負担額」を「同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。

第三条 杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成五年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「標準負担額に」を「食事療養標準負担額に」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法等の一部が改正されたことに伴い、心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成の範囲を改める等の必要がある。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
新旧対照表

第一条による改正（杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
---	---	---	---	---	---

（助成の範囲）

第四条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によつて対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）によ

（助成の範囲）

第四条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によつて対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）によ

る被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、老人保健法第二十八条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する老人医療受給対象者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する老人医療受給対象者が、同法第十七条の七に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」と

る被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、老人保健法第二十八条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する老人医療受給対象者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する老人医療受給対象者が、同法第十七条の六に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」と

<p>新 条 例</p>	<p>第二条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）</p>	<p>3 略</p> <p>く。を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額）を除く。</p>
<p>旧 条 例</p>	<p>第二条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）</p>	<p>3 略</p> <p>く。を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養を受けた場合については、食事療養費標準負担額を除く。）を助成する。</p>

(助成の範囲)

第五条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十八条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する老人医療受給対象者

(助成の範囲)

第五条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十八条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する老人医療受給対象者

が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する老人医療受給対象者が、同法第十七条の七に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たっては、老人保健法第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第一号に定める割合を乗

が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る標準負担額を

除く。）に相当する額（同法に規定する老人医療受給対象者が、同法第十七条の六に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「食事療養費標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たっては、老人保健法第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第一号に定める割合を乗

ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額）

を除

く。）を助成する。

3 略

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第七条の二 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける第五条第二項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療

ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合に

を除

く。）を助成する。

3 略

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第七条の二 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける第五条第二項に規定する規則で定める者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、同項に規定する食事療養費標準負担額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療

所に支払うものとする。

所に支払うものとする。

第三条による改正（杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（助成の範囲）

（助成の範囲）

第六条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）の保護する乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって当該乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法に

第六条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）の保護する乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって当該乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法に

よる被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2
略

よる被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2
略